

焼津市ロゴマーク「ぶづぶのやいづ」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市のPRを目的とした焼津市ロゴマーク「ぶづぶのやいづ」(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴとは、別添「『ぶづぶのやいづ』ロゴマーク使用ガイド」(以下、「使用ガイド」という。)に定めるロゴマーク及びこれを展開したものをいう。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する一切の権利は、焼津市に属する。

(使用申請)

第4条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめぶづぶのやいづ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出もしくは、ぶづぶのやいづ使用承認申請フォームを通じて市長に申請を行い、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請によることなく、その承認を受けた者とみなす。

- (1) 市が構成員となっている組織並びに、市が主催・共催しているイベントに関して使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育等の目的で使用する場合
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所が保育等の目的で使用する場合
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (6) 焼津市議会議員、焼津市親善大使及び、市より委嘱されたアンバサダー等が市のPRを目的に使用する場合
- (7) 著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合
- (8) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

- (1) 焼津市の信用または品位を害するおそれがある場合
- (2) ロゴのイメージを損なうおそれがある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) ロゴを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団若しくは同条第6号に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが使用する場合

(9) その他市長がその使用について適当でないと認めた場合

2 市長は、承認をするときは**ぶづぶのやいづ**使用承認書（様式第2号）を、承認をしないときは**ぶづぶのやいづ**使用不承認書（様式第3号）を電子データにて交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) **使用するデザインは、『「ぶづぶのやいづ」ロゴマーク使用ガイド」に従ったものとし、それ以外の改変等をしたデザインを使用しないこと。**

(2) ロゴの使用状況に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じること。

2 営利を目的とし、又はロゴの立体物を製作し使用する場合は、完成物件を速やかに提出しなければならない。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用料）

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第8条 第5条第1項の規定による使用承認期間は、2年以内とする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めて**ぶづぶのやいづ**使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出もしくは、**ぶづぶのやいづ**使用承認申請フォームを通じて市長に申請を行い、その承認を受けなければならない。

（権利設定の禁止等）

第9条 ロゴを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

2 **焼津市は、ロゴを使用する者に対して、独占して使用する権利を付与するものでなく、かつ使用物件や提供サービス、利用者等について保証、推奨を行うものでもない。**

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第11条 市長は、ロゴを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）

が、この規程に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」

という。)を行うことができる。この場合において、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 市長は、使用承認を受けた者が、使用承認の内容を遵守しなかったとき又はこの規程に違反したときは、づづづのやいづ使用承認取消通知書（様式第4号）を電子データにて交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前2項の規定による請求等又は承認の取消しにより、ロゴを使用する者に生じた損害については、市長は、一切その責めを負わない。

（争論等の解決）

第12条 ロゴの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、ロゴを使用する者の責務において解決しなければならない。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年3月30日から施行する。